

(ご参考 三田市市会議員 佐々木智文殿)

三田市地域振興部都市政策室審査指導課 御中

## 杉ヶ丘区北側太陽光発電施設地からの流出土砂堆積に関する要望事項

平成30年9月7日

杉ヶ丘区 区長 [REDACTED]

太陽光発電施設設置区域（以下当該地と言う）から杉ヶ丘区内への流出土砂堆積被害は、埋め立て工事の際、当初から心配されたのでその対策を要望してきました。施設工事が進むにつれ、多めの降雨時には、当該地からの土砂流出があり、その都度、側溝出口が詰まり、汚濁水が市道に氾濫するという事態になっています。流出堆積した土砂を取り除くため、市の関係者、事業主、周辺住民が多量の労力を出さねばならなくなっています。このような状況を一日も早く脱却させるため、改めて当該地からの流出土砂堆積被害防止に関する要望事項を提示します。

平成30年8月23日～24日にかけての台風20号の際にも、流出土砂による側溝出口2か所の詰まりから、市道への汚濁水と土砂流出災害が発生しています。

No.	項目	内容	記事
<b>1、土砂流出防止対策</b>			
1)	当該裸地からの土砂流出。	土砂流出は、その全てが当該地の裸地からのものと考えられる。	土砂流出防止のための、種子散布が約束されながら、現時点で作業は全く進んでいない。また、作業日程も示されていない。
2)	当該地友が丘側法面の地滑り。	7/6降雨時に法面が大きく地滑り。	法面修復工事が進んでいるが、再度地滑りが発生する心配あり。地滑り対策はどのようなものか。
<b>2、土砂流出災害発生時の応急処置</b>			
1)	杉ヶ丘区内側溝から市道への土砂流出（2箇所）。 （①、②とも最終ページに写真添付）。	①杉ヶ丘区 [REDACTED] 側溝出口詰まりによるもの。 ②沈砂池を通らない、当該地からの汚濁雨水で、杉ヶ丘区入口郵便ポスト付近側溝出口詰まりによるもの。	・杉ヶ丘区からの申し出により、都度、業者清掃。側溝出口のゴミ止めネット取り外しが必要では。 ・杉ヶ丘区からの申し出により、都度、業者清掃。側溝出口の拡張が必要では。
2)	沈砂池隔壁の部分的切除。	沈砂池に溜まった掃流砂が側溝へ流出。	何故、沈砂池隔壁の切除をしたのか。要修復。
<b>3、その他</b>			
1)	埋立て等に係る標識。	撤去されている。	工事埋立て検査完了まで設置が必要では。
2)	当該地埋め立て工事の完了。	埋め立て工事中の該当地から、土砂が流出している状態でも	当該裸地部への種子散布は、当該地からの土砂流出を

		工事完了検査の検収を上げることはあるのか。	防ぐ条件かと思う。種子散布したが、まだ芝草が生えていない場合でも、工事完了の検収を上げることが出来るのか。 種子散布は許可条件になっているのか。
4、三田市土地の埋立て等の規制に関する条例 (条例条項から見て、もっと強い指導が必要ではないか、という疑問があるため)			
1)	《目的》第1条	…良好な自然環境及び生活環境を保全するとともに、災害の発生を防止することを目的とする。	流出土砂の堆積と言う被害で、住民の生活環境が脅かされている。
2)	《事業主等の責務》第3条	事業主及び工事施行者は…環境の保全及び災害の発生の予防のため必要な措置を講じなければならない。 2…その事業の施工に伴う苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもってその解決に当たらなければならない。	流出土砂堆積と市道への流出は、杉ヶ丘区が事業主、三田市へ発生の都度申し出ている。
3)	《市の責務》第4条	2市はこの条例の運用に当たっては、関係者の所有権その他の権利を尊重するよう留意しなければならない。	住民も関係者では。
4)	《標識の設置》第10条	事業主は…工事が完了するまでの間、…規則で定める標識を設置しなければならない。	工事が完了していないのに撤去されているのでは。
5)	《罰則》第31条	次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。 (1) 第10条の規定に違反し標識を設置しなかった者。 (2) 第22条市長は…工事の状況その他必要と認める事項に関して報告を求めることが出来る。 ②事業主等は…前項の規定により市長から報告を求められたときは、その日から起算して5日以内に報告をしなければならない。	工事中にも関わらず標識が撤去されているが。 市の指導事項に対し、回答がない言うことを度々聞かされているが。
5、三田市土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則			
1)	《許可の基準の内容》第7条	第7条第2項に規定する規則で定める事項は、別表第2に掲げるとおりとする。 ☞別表第2(第7条関係)	

	<p>1 共通基準  (2) 公害防止対策  ア 埋立て等に係る工事の施工に当たっては…水質汚濁、土砂等の流出等の防止を講じ、周辺の生活環境を損なわないようにする。</p> <p>2 技術基準  (3) 排水施設  ア 排水施設の断面は計画流量の排水が可能になるよう定める。計画流量は次の(ア)による。…。</p> <p><math>Q=1/360 \times C \times I \times A</math> (合理式)</p> <p>Q: 雨水流出量 (m<sup>3</sup>/秒)  C: 流出係数  I: 降雨強度 (120mm/時)  A: 集水区域面積 (ha)</p>	<p>ウォッシュロード、浮遊砂等で水質汚濁されている。土砂流が区民の生活圏に流れ込んでいる。</p> <p>申請許可時の流出係数の数値は。実際の流出係数は。申請許可時の降水強度の数値は。違うなら何故変更になったのか。</p>
--	--	--

当該地埋立て工事の認可から、既に2年半が経過しているが、降雨の際の土砂流出災害は無くなっていない。住民からの事業者や市への問題点指摘も、梨の礫の感が否めない。

このような状態では、住民側の忍耐も切れかねない。被害を被る付近の住民からは、区に対する苦情として挙がってきている。根本は当該地の埋立てを許可した市側と、事業主間で調整しなければならないと思われる事項も、事業者と被災住民間の問題だとされる。事業者に対する苦情も誠意を持って対応してくれているようには思えない。

当該地の埋め立て工事は、工事完了検査も完了していないと思われるが、その場合は、事業者に対し、市として早急に強い指導を行って頂き、杉ヶ丘区から下への土砂流出災害が発生しない状態にしてもらいたい。

以上